

# 働き方改革PR動画完成発表会 (厚生労働省説明資料)

「はたらきかたススメ！～みんなで進もう 働きやすい未来へ～」

令和5年6月28日

厚生労働省 労働基準局  
労働条件政策課労働時間特別対策室

# 労働時間法制の概要

## 原則

- ◆ 1週**40時間** / 1日**8時間**を超えて労働させてはならない
- ◆ 毎週少なくとも1回（または4週間に4日以上）の休日が必要

## 例外

- ◆ 例外的に時間外・休日労働をさせる場合には、使用者と労働者で**36協定**を締結し、労基署に届け出ることが必要
- ◆ 36協定では、時間外労働の最大の時間数などを定める

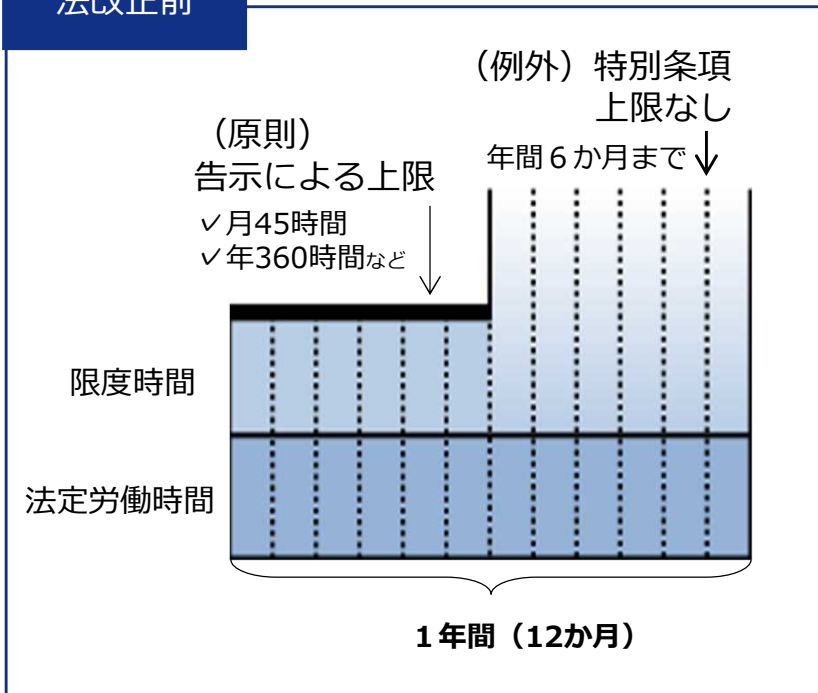
⇒ 36協定に定めることができる時間外労働の時間数のルールは？

## 時間外労働の上限規制の概要①

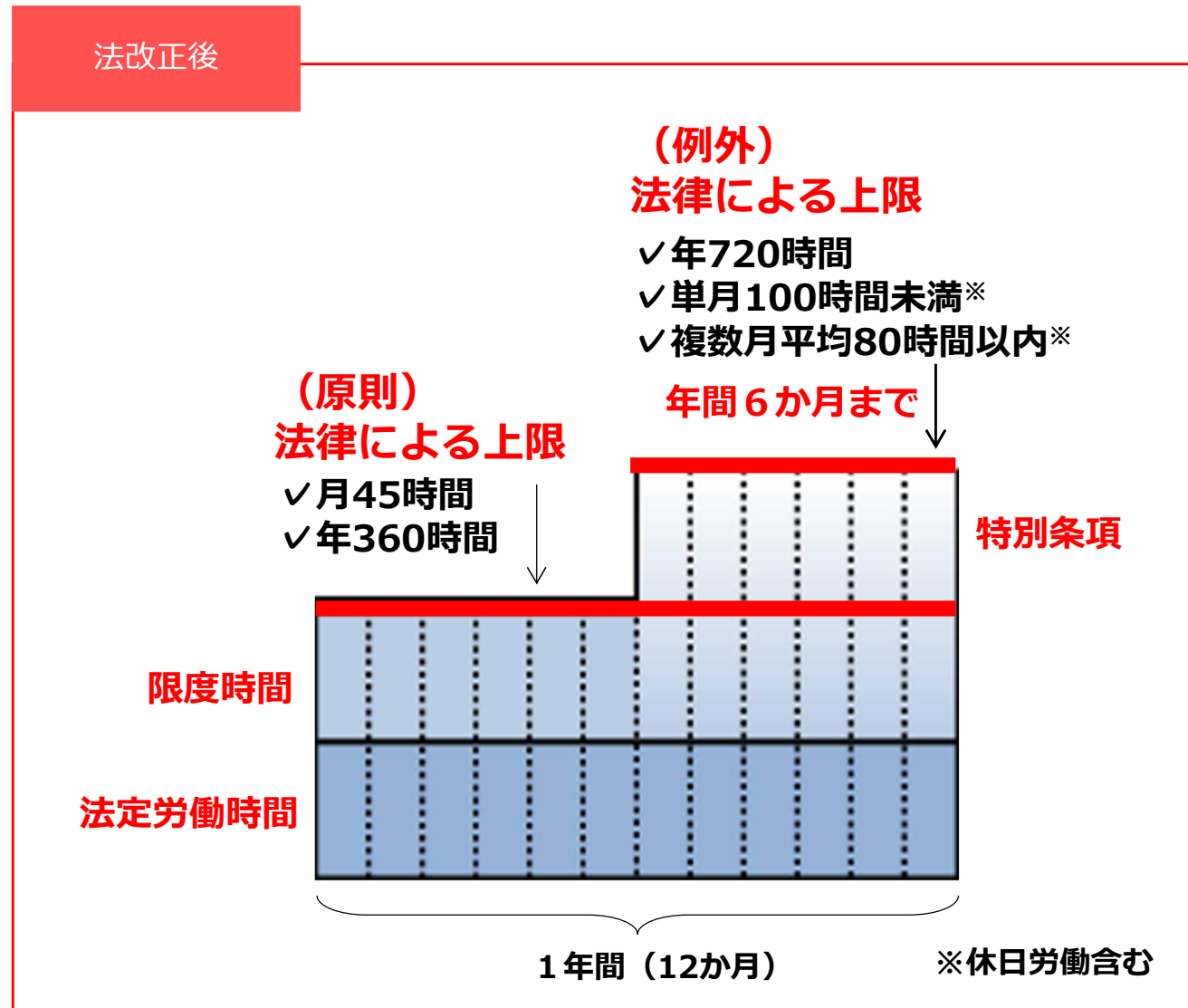
- ◆ 2018年に働き方改革関連法により、  
**労働基準法に時間外労働の上限規制**が設けられた
- ◆ **大企業では2019年4月に、**  
**中小企業では2020年4月にそれぞれ施行済み**

# 時間外労働の上限規制の概要②

法改正前



法改正後



⇒ただし、一部の職業では、  
**2024年3月31日まで**時間外労働の上限規制の**適用猶予**

◆ **建設業で働く方**

◆ **ドライバー**（トラック・バス・タクシー）

◆ **医師** など

⇒ 2024年4月から、  
それぞれの職業ごとの上限規制が適用開始



# 建設業で働く方の上限規制

## 建設業では長時間労働の背景に、取引慣行上の問題が見られる

(例) 短い工期が設定されることで休みが少なくなる

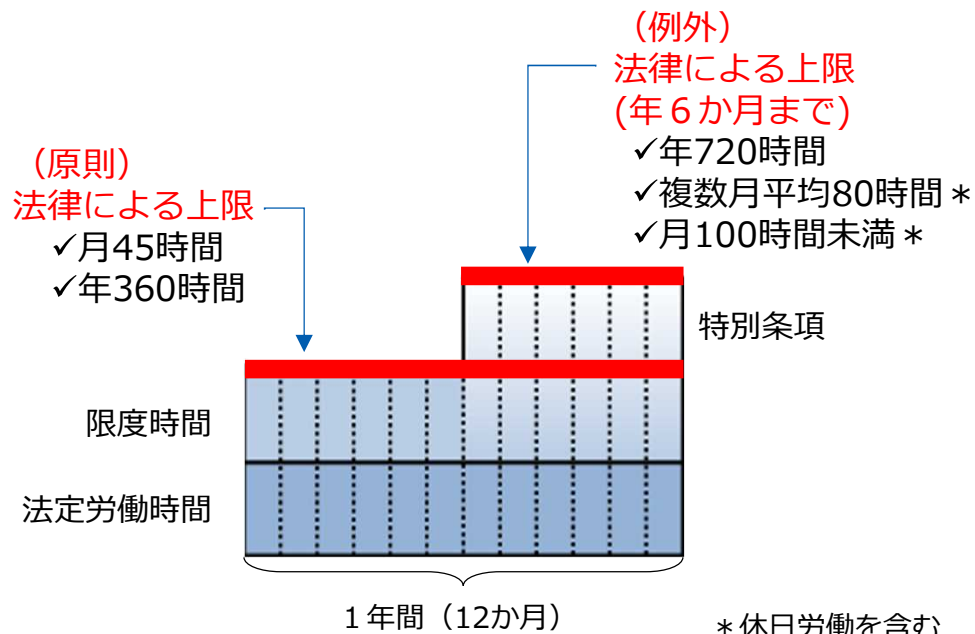
法改正前

上限なし

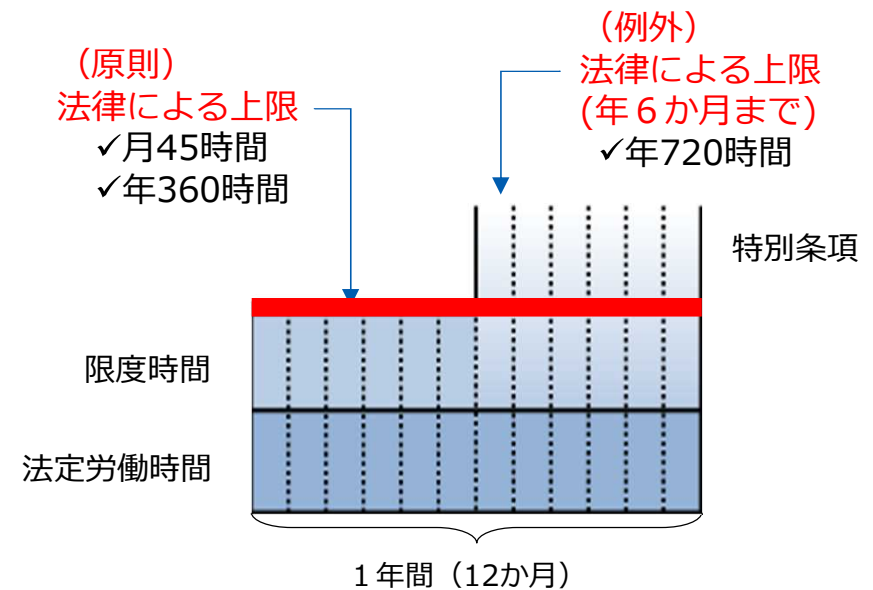
法改正後

※2024年4月から適用開始

### ○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）



### ○災害における復旧及び復興の事業 (一部規制が適用されない)



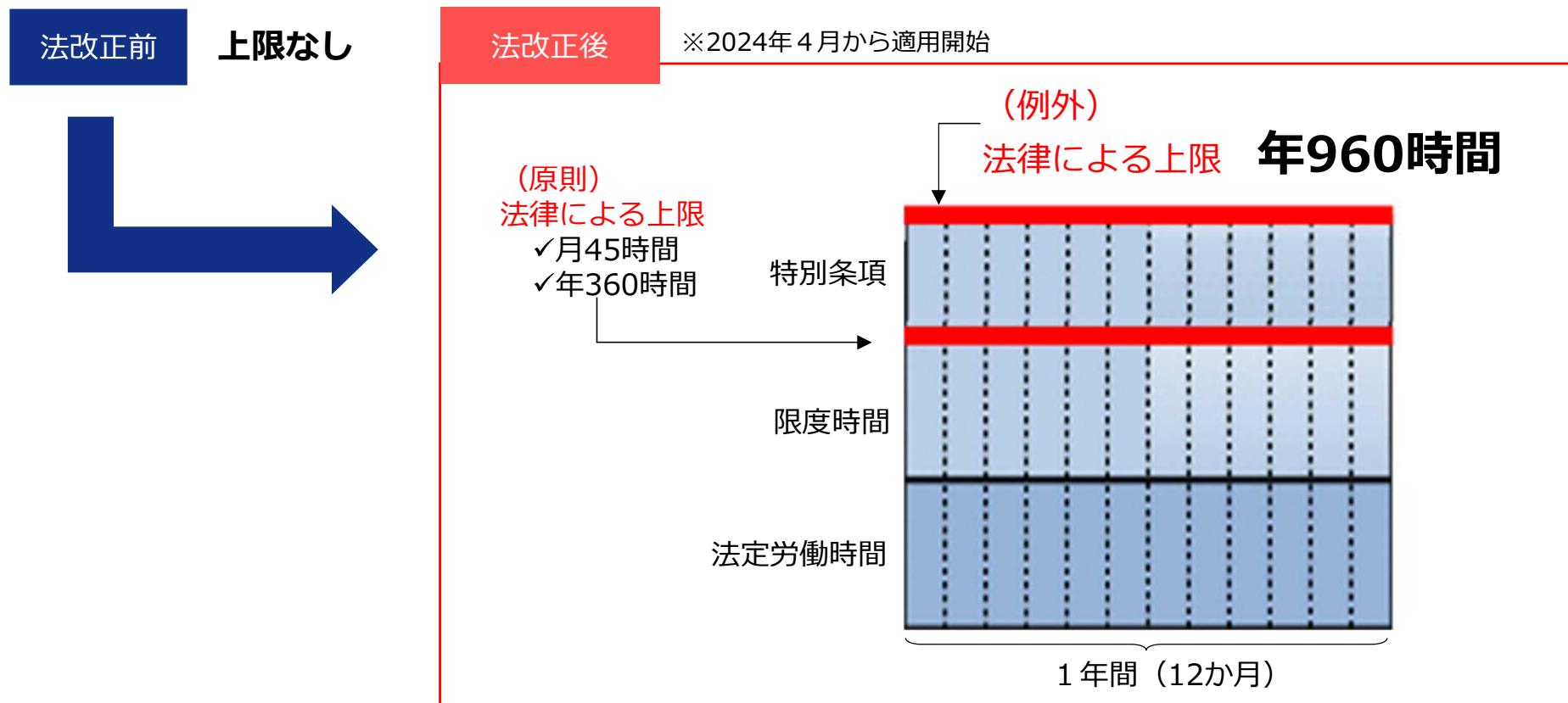
※ 災害における復旧・復興の事業では、  
・複数月平均80時間\*  
・月100時間未満\*  
とする規定は適用されない

\* 休日労働を含む

# ドライバー（トラック・バス・タクシー）の上限規制

## 特にトラックドライバーでは長時間労働の背景に、取引慣行上の問題が見られる

- （例）速やかな荷物の配達を依頼されることによる長時間の運転
- （例）荷物の積みおろしの際に発生する長時間の待機
- （例）荷物の積みおろしに伴う荷役作業



※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用される

- ◆ **建設業で働く方や、ドライバーの働き方の実現には、取引関係者の皆さま、国民の皆さまのご理解・ご協力が必要**
- ◆ **上限規制の円滑な施行に向けて、広く機運醸成を図る**



## イメージキャラクターに、小芝風花さんを起用



1997年4月16日生まれ、大阪府出身。A型。

2022年 テレビ朝日土曜ナイトドラマ「妖怪シェアハウスー帰ってきたん怪ー」、映画「妖怪シェアハウスー白馬の王子様じゃないん怪ー」に主演のほか、日本テレビ日曜ドラマ「霊媒探偵・城塚翡翠」「invert城塚翡翠 倒叙集」に出演。映画「貞子DX」でも主演を務めた。

2023年 4月クールの「波よ聞いてくれ」で主演を務めるほか、7月からフジテレビで始まる「転職の魔王様」にはヒロイン役で出演予定。

2024年2月公開予定の映画「レディ加賀」でも主演を控えるなど、いま注目の女優としてドラマ・映画・CMなどで幅広く活躍中。また、2023年1月から日本テレビ「ぐるぐるナインティナイン」の「ゴチになります」に新メンバーとしてレギュラー出演中。

## 今後展開する広報活動

- ◆ 建設業で働く方やドライバーは、**発注者や荷主の都合で長時間労働**になるケースがあること
  - ◆ 働き方を変えていくために、ご自身にできる**小さなことからご協力**をいただきたいこと
- ⇒ **動画、ポスター、web広告**で情報発信を行っていく

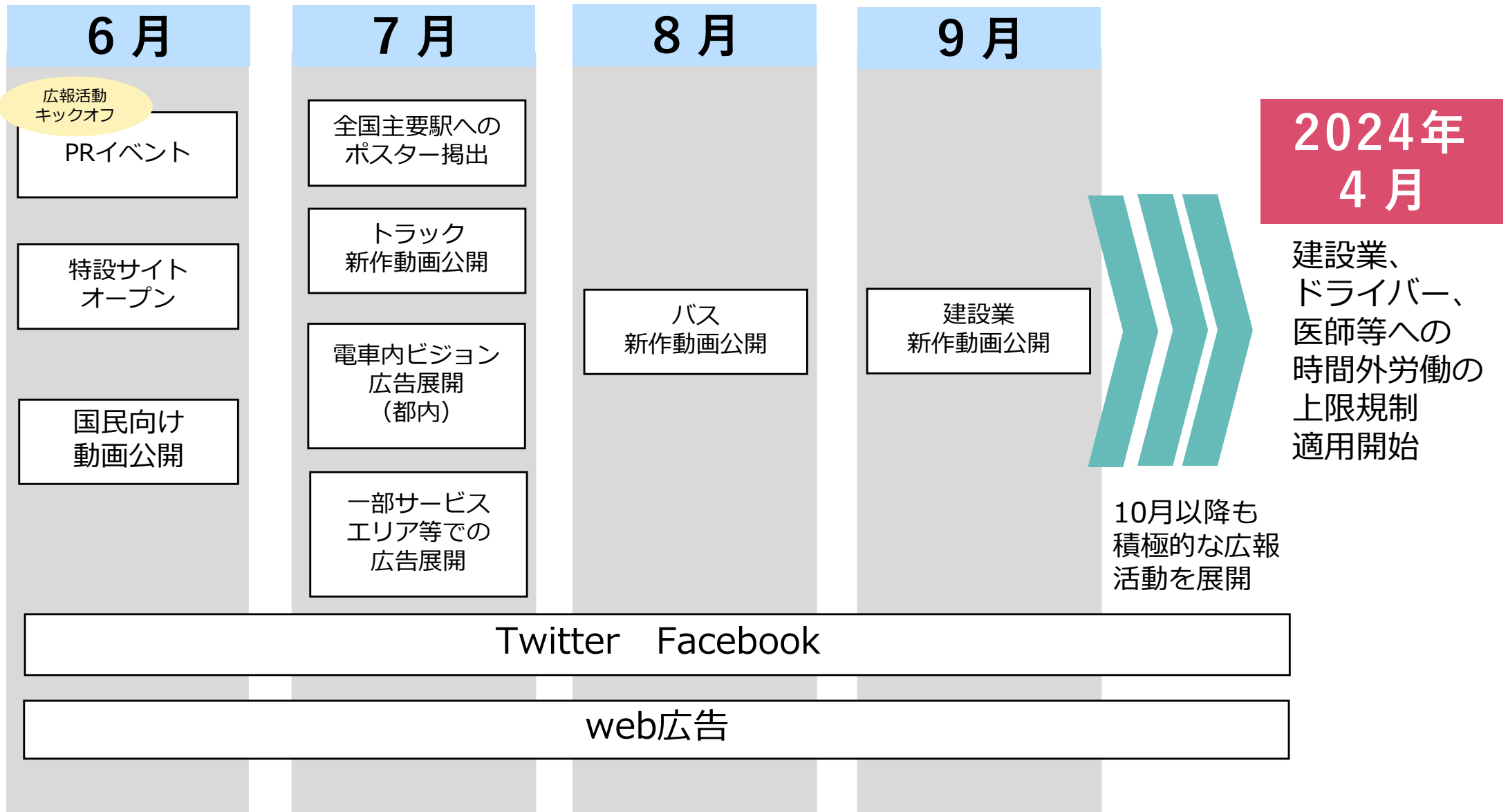
ポスターイメージ



Web広告イメージ



# 広報スケジュール



⇒2024年4月に向けて、来月から3か月間で集中的な広報を展開



◆ **トラック運転者の長時間労働改善特別相談センター**

◆ **荷主特別対策チーム**  
(労働基準監督署による荷主への要請)

◆ **働き方改革推進支援助成金**  
(適用猶予業種等対応コース)

⇒ 上限規制の円滑な適用に向けて事業者への支援と関係者等への呼びかけを実施

トラック相談センター



働き方改革推進支援助成金

**令和5年度「働き方改革推進支援助成金」  
適用猶予業種等対応コース（建設業）のご案内**

令和6年4月1日から、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や身体2日時の推進に向けた環境整備に取り組み中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

**課題別による助成金の活用事例**

企業の課題	建設業務を効率化し、労働時間を削減したい！	作業作業と重機操作を効率化し、労働時間を削減したい！
助成金による取組	土木工事積算システムを導入	測量機打ち機と重機用センサーユニットを導入
改善の結果	過去の積算工事との比較が可能になり、より期間で正確な積算額を算出できるようになった。	測量機打ち機、重機の操作を1人で実行できるようになり、1日当たりの作業時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

**ご利用の流れ**

【交付申請書】を、最寄りの労働局雇用関係・均等部（※）に提出  
（※）提出日：令和6年11月30日（水）まで

【交付決定書】を、提出した日に送付された申請書が、令和6年11月30日（水）まで

【交付決定書】を、最寄りの労働局に提出申請  
【申請書】は、事業実施予定期間が終了した日から起算して2週間以内（令和6年11月30日（水）まで）

（注）本助成金は国の予算額に限りがあります。11月30日までに、予算不足を理由とする廃止の可能性があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を登録する  
都道府県労働局 雇用関係・均等部 または 雇用関係・均等部におねねください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
<https://www.jgrants-postal.go.jp/>

**令和5年度「働き方改革推進支援助成金」  
適用猶予業種等対応コース（運送業）のご案内**

令和6年4月1日から、自動車運転の業種にも、**時間外労働の上限規制が適用されます。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や睡眠インテグレーションの導入に向けた環境整備に取り組み中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご利用ください。

**課題別による助成金の活用事例**

企業の課題	運送業務を効率化し、労働時間を削減したい！	運行に伴う事務作業を効率化し、労働時間を削減したい！
助成金による取組	積載量の多いトレーラーを導入	デジタル化業務記録簿を導入
改善の結果	一度で多くの荷物を運べるようになったことで、労働時間が削減された。	運転記録簿の自動化により、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

**ご利用の流れ**

【交付申請書】を、最寄りの労働局雇用関係・均等部（※）に提出  
（※）提出日：令和6年11月30日（水）まで

【交付決定書】を、提出した日に送付された申請書が、令和6年11月30日（水）まで

【交付決定書】を、最寄りの労働局に提出申請  
【申請書】は、事業実施予定期間が終了した日から起算して2週間以内（令和6年11月30日（水）まで）

（注）本助成金は国の予算額に限りがあります。11月30日までに、予算不足を理由とする廃止の可能性があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を登録する  
都道府県労働局 雇用関係・均等部 または 雇用関係・均等部におねねください。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。

電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
<https://www.jgrants-postal.go.jp/>

ご清聴ありがとうございました

# 上限規制適用までもうすぐ！ 「働き方改革」に取り組もう！

みんなしっかり  
たしかめよう！



広報キャラクター たしかめたん